

事 務 連 絡

平成 27 年 2 月 25 日

各地方経済産業局担当課室  
内閣府沖縄総合事務局地域経済課 御中

中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課長

中小企業新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の  
認定に係る都道府県との情報共有等について

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）第 11 条第 1 項の異分野連携新事業分野開拓計画の認定については、本年 1 月 30 日に閣議決定された「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」で、国と都道府県とが一層の情報共有を図ることが求められています。

今般の閣議決定を踏まえ、国と都道府県とが一層の情報共有を図ることで、異分野の中小企業者が連携して行う事業活動をより一層促進していくため、事業計画の策定及び実施に際して、下記のとおり取り組みたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

## 記

異分野の中小企業者が連携して行う事業活動については、国と都道府県とがそれぞれの立場で推進しているところですが、国と都道府県のそれぞれの支援施策が相乗効果を発揮し、異分野連携により新事業展開に取り組む中小企業にとって、より効果的なものとなるよう、今後は、都道府県との情報共有を図ってまいります。

具体的には、評価委員会を経て認定されることとなった事業計画については、中小企業庁等の HP による公表時に、経済産業局又は沖縄総合事務局から申請者の所在する都道府県関係部署あてに当該事業計画の概要を連絡することといたします。